

## 第3章 都市計画G I Sのカタログ

### 3-1 概要

本章は、都市計画に関するG I Sデータのカタログ（定義）についてとりまとめたものである。編集にあたって、都市計画業務に従事している者が理解し易いよう、実際の都市計画決定に関する図表の例示をはじめて作成した。更に今回は平成11年編集の「都市計画G I Sカタログ」に、品質クラスに応じた図形種別、データ相互の関係、属性値の範囲（属性の取り得る範囲）、の3項目の追加を行っている。

#### （1）根拠法令

- ① 施行令、施行規則については、都市計画法施行令は「政令」、都市計画法施行規則は「省令」と記載した。その他の法令については、フルネームで記載するとともに、②に示す方法により記載した。
- ② 法令名は、各種類において初出のものについてはフルネームで記載し、以後連続用語の場合は「同法」、「同令」、「同規則」などとしたものがある。

#### （2）コード体系

各種法令の条項で定められる順に、「1」から始まる整数により定義した。但し、都市計画法、通達、政令、省令等により定められ、都市計画の実務で用いられているものはこれに従った。

- 例) 分類「道路」の「路線番号」  
分類「公園」の「公園番号」

### 3-2 項目の説明

#### （1）地物分類体系表

地物分類体系は、各カタログを体系的に分類するための区分であり、分類レベルに応じ「分野」「分類」「種類」の3区分により記述した。

- 「分類レベル1」→「分野」
- 「分類レベル2」→「分類」
- 「分類レベル3」→「種類」

#### （2）主題属性リスト

各種類の主題属性リストに記載されている項目について説明する。

##### ①レベル

主題属性リストを記述した種類について、その分野、分類、種類を記述した。

- 分野…地物の分野
- 分類…地物の分類
- 種類…地物の種類及び英語訳

## ②定義

種類が定められている根拠法令及び条項を記述しており、種類はこの定義により定められる。

## ③分類番号

地物分類体系表に基づく分類番号を記述した。

## ④図形種別

作成するデータの図形種別を記述してある。図形種類には、面図形（空間的な広がりによって表現するもの）、線図形（連続した点列の組み合わせによって表現するもの）、点図形（単一の位置情報で表現するもの）の3種類がある。都市計画情報の品質クラス別に標準として作成する図形種別に「○」印、必要に応じて作成する図形種別は「△」印を記述した。

## ⑤地物間関係

他の種類との関係を記述した。本カタログでは、地物分類体系表に基づき、上位、下位及び関連する種類を記述した。

## ⑥データ相互の関係

他の種類のデータや同一データ内の図形との相互の包含関係について記述した。

## ⑦特記事項

各種類について、関連する通達、法令を記述した。法規については、法律名のみ記載してある。

## ⑧属性項目

### (ア) 属性項目の標準、附帯情報について

必ず作成すべき管理ラベルについては標準とし、利用者が必要に応じて作成すべき管理ラベルについては附帯情報として記述した。

### (イ) 属性項目の内容

属性項目は、以下の項目について記述する。

#### (a) 管理ラベル

種類に記した英語訳から作成した3文字の略語と管理ラベルの英訳を「\_」(アンダースコア)で結合して定義し記述した。

(例) 「<3文字の略語>\_<管理ラベルの内容の英訳>」

また、各種類に共通となる「市区町村コード」については、全ての種類において共通な管理ラベルとして「city\_code」として定義した。

#### (b) 都市計画G I S タグ（管理ラベル）の英略について

- ・2ワード以下のタグは無理に短縮しない

・子音が3文字以上の単語は、子音を2文字含むように短縮

(例)	capacity	→ cap
	conservation	→ cons

・子音が2文字の単語は、3文字になるように子音を1文字含めて短縮

(例)	Number	→ num
	public	→ pub
	maximum	→ max

・都市計画用語は略語を適用した。

(例)	CityPlanning	→ cp
	FloorAreaRatio	→ far
	FloorArea	→ fa
	BuildingAreaRatio	→ bar
	BuildingArea	→ ba
	AreaRatio	→ ar

#### (c) 内容

属性の内容を記載した。

#### (d) 型

管理型を記述した。本カタログでは、以下の型を使用した。

(例) 整数・実数・テキスト・日付・コード

#### (e) 単位

データの員数や長さ、面積を表わす単位である。

#### (f) 制限

主題属性の制限桁数である。本カタログでは制限は記さず、利用者が空間データの作成の際に定義するものとした。

#### (g) 定義

各属性項目の定義である。法令にて定められているものは、その法令と条項を記述した。

#### (h) 属性値の範囲

各属性項目が取り得る値の範囲を記述した。単位は「(e)単位」と同一である。

## (ウ) 属性項目の拡張

### (a) 同じ内容の管理ラベルが必要な場合

分類番号「011001 地区計画」では、一つの区域において複数の地区施設が定められている場合があり、管理ラベル「dst\_facilities」が複数必要となる。この様に、一つの種類において同じ内容の管理ラベルが複数必要となる場合は、本カタログに記載されている管理ラベル名の後に「2」から始まる連番を付して拡張するものとする。

(例)	dst_facilities	(標準の管理ラベル)
	dst_facilities2	(拡張した管理ラベル)
	dst_facilities3	(拡張した管理ラベル)
	.....	

### (b) 利用者による属性項目の追加

利用者は本カタログに記述される属性項目以外に新たな属性項目を追加して利用できるものとする。この際、管理ラベルの名称は本カタログに記述されたものと重複することなく次の規則により定めるものとする。なお、拡張後の文字数は全体で32文字以下とする。

「<3 文字の略語>\_usr\_<利用者定義の英文字>」

## (エ) ISOのカタログ項目との比較

「地理情報標準 第1版」を参照（カタログに関するメタデータの項目名を参照）し対比する。なお、カタログ名称、適用範囲などのヘッダー部については省略した。（次頁参照）

### 3 - 3 都市計画決定カタログ

「3 - 3 都市計画決定カタログ」を参照

### 3 - 4 都市計画関連カタログ

「3 - 4 都市計画関連カタログ」を参照

### 3 - 5 英短縮名について

「3 - 5 英短縮名について」を参照

ISOのカタログ項目	本カタログの適用	
*地物タイプの名称	種類	○
/地物タイプの定義	定義	○
/地物タイプのコード	分類番号	○
/地物タイプの別称	英語表記	○
/地物機能の名称	内容	×
/地物属性の名称	地物間関係	○
/地物相互関係の名称		○
/地物機能		
* 主題地物属性の名称		×
* 対象地物タイプの名称		×
/対象地物属性の名称		×
/地物機能の文章による説明		×
/用いる言語		×
/地物機能の形式表現による定義		×
* 地物属性		
* 地物属性の名称	内容	○
/地物属性の定義	定義、制限	○
/地物属性のコード	管理ラベル	○
* 地物属性値のデータ型	型	○
/地物属性値の測定単位	単位	○
/地物属性値のドメイン型		×
/地物属性値のドメイン	属性値の範囲	○
/地物属性値 (N)		
* 地物属性値の名称	コード表名	○
* 地物属性値のコード	コード体系	○
/地物属性値の定義	定義	○
* 地物相互関係	地物相互関係	
* 地物相互関係の名称	地物間関係	○
* 地物相互関係の定義	法制度上の関係	○
/地物相互関係のコード		×
* 関係する地物タイプの名称	カラム記入	○
/地物相互関係の順序	上位、下位、関連	○
/影響を受ける地物属性		×
/地物相互関係の制約	特記事項	○

\*は、必須。/は、オプションだが、オプションを選択したとき必ず記入するものは\*となる。

### 3-3 都市計画決定カタログ

## 分野 0 1 都市計画決定

分野	分類	種類	定義
01都市計画 決定	01都市計画区域	01都市計画区域	都市計画法第5条第1項で定められる区域
		02準都市計画区域	都市計画法第5条の2第1項で定められる区域
	02市街化及び 市街化調整区域	01市街化区域	都市計画法第7条第1項で定められる区域
	03地域地区	01用途地域(建べい率・容積率)	都市計画法第8条第1項第1号で定められる地域
		02特別用途地区	都市計画法第8条第1項第2号により定めらる区域
		03高層住居誘導地区	都市計画法第8条第1項第2号の3で定められる地区
		04高度地区	都市計画法第8条第1項第3号で定められる地区
		05高度利用地区	都市計画法第8条第1項第3号で定められる地区
		06特定街区	都市計画法第8条第1項第4号で定められる街区
		07防火地域又は準防火地域	都市計画法第8条第1項第5号で定められる区域
		08美観地区	都市計画法第8条第1項第6号で定められる地区
		09風致地区	都市計画法第8条第1項第7号で定められる地区
		10駐車場整備地区	都市計画法第8条第1項第8号で定められる地区
		11臨港地区	都市計画法第8条第1項第9号で定められる地区
		12歴史的風土特別保存地区	都市計画法第8条第1項第10号で定められる地区
		13第1種・第2種歴史的風土保存地区	都市計画法第8条第1項第11号で定められる地区
		14緑地保全地区	都市計画法第8条第1項第12号で定められる地区
		15流通業務地区	都市計画法第8条第1項第13号で定められる地域
		16生産緑地地区	都市計画法第8条第1項第14号で定められる地区
		17伝統的建造物群保存地区	都市計画法第8条第1項第15号で定められる地区
		18航空機騒音障害防止地区	都市計画法第8条第1項第16号で定められる地区
		19航空機騒音障害防止特別地区	都市計画法第8条第1項第16号で定められる区域
		20特定用途制限地域	都市計画法第8条第1項第2号の2で定められる地区
	04促進区域	01市街地再開発促進区域	都市計画法第10条の2第1項第1号で定められる区域
		02土地区画整理促進区域	都市計画法第10条の2第1項第2号で定められる区域
		03住宅街区整備促進区域	都市計画法第10条の2第1項第3号で定められる区域
		04拠点業務市街地整備土地地区 画整理促進区域	都市計画法第10条の2第1項第4号で定められる区域
05遊休土地転換利用促進地区	01遊休土地転換利用促進地区		都市計画法第10条の3第1項で定められる区域
06被災市街地復興推進地域	01被災市街地復興推進地域		都市計画法第10条の4で定められる地域
07都市施設	01道路		都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設
	02都市高速鉄道		都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設
	03駐車場		都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設
	04自動車ターミナル		都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設
	05空港		都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設
	06軌道		都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設
	07港湾		都市計画法第11条第1項第1号で定められる施設
	08公園		都市計画法第11条第1項第2号で定められる施設
	09緑地		都市計画法第11条第1項第2号で定められる施設
	10広場		都市計画法第11条第1項第2号で定められる施設
	11墓園		都市計画法第11条第1項第2号で定められる施設
	12その他の公共空地(運動場他)		都市計画法第11条第1項第2号で定められる施設
	13水道		都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設
	14電気供給施設		都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設
	15ガス供給施設		都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設
	16下水道		都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設
	17汚物処理場		都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設
	18ごみ焼却場		都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設
	19その他の供給施設		都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設
	20その他の供給施設(地域冷暖房施設)		都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設
	21その他の処理施設		都市計画法第11条第1項第3号で定められる施設
	22河川		都市計画法第11条第1項第4号で定められる施設
	23運河		都市計画法第11条第1項第4号で定められる施設
	24その他の水路		都市計画法第11条第1項第4号で定められる施設
	25学校		都市計画法第11条第1項第5号で定められる施設
	26図書館		都市計画法第11条第1項第5号で定められる施設
	27研究施設		都市計画法第11条第1項第5号で定められる施設
	28その他の教育文化施設		都市計画法第11条第1項第5号で定められる施設
	29病院		都市計画法第11条第1項第6号で定められる施設
	30保育所		都市計画法第11条第1項第6号で定められる施設
	31その他の医療施設		都市計画法第11条第1項第6号で定められる施設
	32その他の社会福祉施設		都市計画法第11条第1項第6号で定められる施設
	33市場		都市計画法第11条第1項第7号で定められる施設
	34と畜場		都市計画法第11条第1項第7号で定められる施設
	35火葬場		都市計画法第11条第1項第7号で定められる施設

分野	分類	種類	定義
01都市計画 決定		36一団地の住宅施設	都市計画法第11条第1項第8号で定められる施設
		37一団地の官公庁施設	都市計画法第11条第1項第9号で定められる施設
		38流通業務団地	都市計画法第11条第1項第10号で定められる施設
		39防潮堤	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設(政令第5条)
		40防火水槽	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設(政令第5条)
		41河岸堤防	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設(政令第5条)
		42公衆電気通信施設	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設(政令第5条)
		43防水施設	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設(政令第5条)
		44地すべり防止施設	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設(政令第5条)
		45砂防施設	都市計画法第11条第1項第11号で定められる施設(政令第5条)
08市街地開発 事業	01土地区画整理事業 02新住宅市街地開発事業 03工業団地造成事業 04市街地再開発事業 05新都市基盤整備事業 06住宅街区整備事業	01土地区画整理事業	都市計画法第12条第1項第1号で定められる事業
		02新住宅市街地開発事業	都市計画法第12条第1項第2号で定められる事業
		03工業団地造成事業	都市計画法第12条第1項第3号で定められる事業
		04市街地再開発事業	都市計画法第12条第1項第4号で定められる事業
		05新都市基盤整備事業	都市計画法第12条第1項第5号で定められる事業
		06住宅街区整備事業	都市計画法第12条第1項第6号で定められる事業
	07市街地改造事業		旧公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律(昭和36年法律第109号)第3条で定められる、旧都市計画法(大正8年法律第36号)第3条の定める手続きによって都市計画として決定された事業
09市街地開発 事業等予定 区域	01新住宅市街地開発事業の予定区域 02工業団地造成事業の予定区域 03新都市基盤整備事業の予定区域 04一団地の住宅施設の予定区域 05一団地の官公庁施設の予定区域 06流通事業団地の予定区域	01新住宅市街地開発事業の予定区域	都市計画法第12条の2第1項で定められる区域
		02工業団地造成事業の予定区域	都市計画法第12条の2第2項で定められる区域
		03新都市基盤整備事業の予定区域	都市計画法第12条の2第3項で定められる区域
		04一団地の住宅施設の予定区域	都市計画法第12条の2第4項で定められる区域
		05一団地の官公庁施設の予定区域	都市計画法第12条の2第5項で定められる区域
		06流通事業団地の予定区域	都市計画法第12条の2第6項で定められる区域
10地区計画等	01地区計画 02住宅地高度利用地区計画 03再開発地区計画 04防災街区整備地区計画 05沿道地区計画 06集落地区計画	01地区計画	都市計画法第12条の4第1項第1号で定められる区域
		02住宅地高度利用地区計画	都市計画法第12条の4第1項第2号で定められる区域
		03再開発地区計画	都市計画法第12条の4第1項第3号で定められる区域
		04防災街区整備地区計画	都市計画法第12条の4第1項第4号で定められる区域
		05沿道地区計画	都市計画法第12条の4第1項第5号で定められる区域
		06集落地区計画	都市計画法第12条の4第1項第6号で定められる区域

## 《地物項目、主題属性リスト》

レベル	分野	都市計画決定							
	分類	都市計画区域							
	種類	<b>都市計画区域</b>							
		City planning area							
定義	都市計画法第5条第1項で定められる区域								
分類番号	010101								
図形種別	品質クラス	面図形	線図形	点図形	備考				
	A	○							
	B	○							
	C	○							
	D	○							
E	○								
地物間関係	上位								
	下位	市街化区域・市街化調整区域等							
	関連								
データ相互の関係									
特記事項									

## 面図形

## 標準

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
city_code	市区町村コード	コード	—	—	全国地方公共団体コード	—
cpa_cp_authority	都市計画を定める者	コード	—	—	都市計画法第5条で定められる者	—
cpa_number	告示番号	整数	—	なし	都市計画決定を定める時に取得する番号	—
cpa_notification_date	告示年月日	日付	—	—	都市計画法第5条第5項、省令第3条で定められる公告があった日(効力を生じる日)	—
cpa_name	区域名称	テキスト	—	なし	省令第2条第1項第1号で定められる都市計画区域の名称	—
cpa_area	都市計画区域内面積	実数	ha	なし		—
cpa_population	都市計画区域内人口	整数	人	なし	省令第2条第2項第3号で定められる人口	—

## 附帯情報

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
cpa_city_area	当該市町村内面積	実数	ha	なし		—
cpa_city_population	当該市町村内人口	整数	人	なし		—

## 線図形

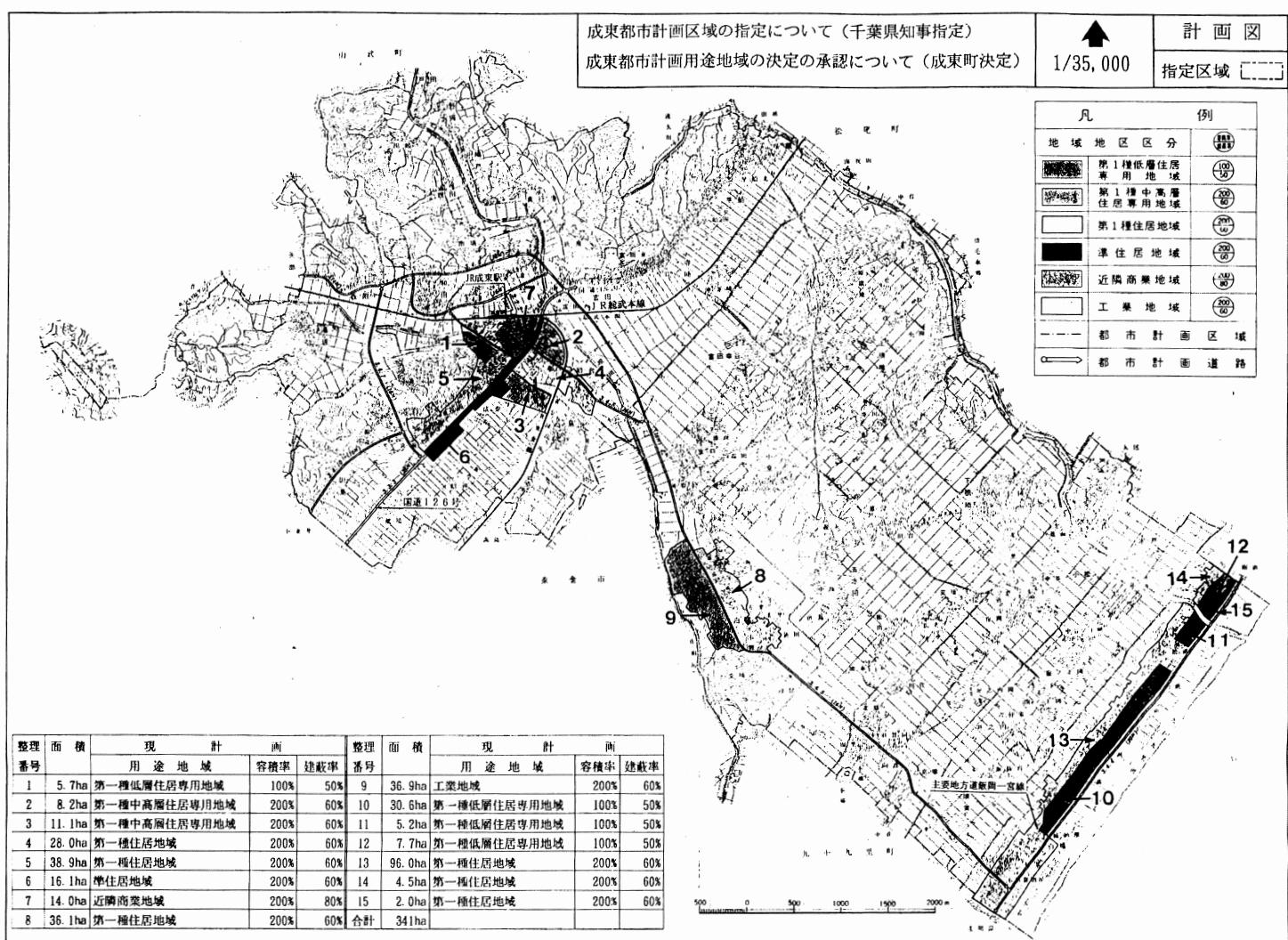
管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
cpa_type	線確定根拠	コード	—	—	境界線の確定根拠	—

都市計画を定める者	コード
国	1
都道府県	2
市町村	3
特別区	4

線確定根拠			
行政界	行政界	行政界	11
公共物以外の境界	地番界		21
	現地杭界		22
	見通し界		23
	境界未確定		24
公共物界	道路区域（道路法により定められる）		31
	道路区域（現況）		32
	河川区域（河川法により定められる）		33
	河川区域（現況）		34
	水路界		35
	鉄道界		36
	護岸界、河川界、埋立界		37
	都市公園法に定められる公園界		38

記

- 1 都市計画区域の名称  
成東都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域  
山武郡成東町の全部の区域  
「別添図面表示のとおり」
- 3 指定しようとする理由  
計画的な市街地整備、都市施設の整備を進め、良好な居住環境を確保するため、成東町全域を都市計画区域とするものである。



レベル	分野	都市計画決定							
	分類	都市計画区域							
	種類	準都市計画区域							
		Quasi-City planning area							
定義	都市計画法第5条の2第1項で定められる区域								
分類番号	010102								
図形種別	品質クラス	面図形	線図形	点図形	備考				
	A	○							
	B	○							
	C	○							
	D	○							
	E	○							
地物間関係	上位								
	下位								
	関連	都市計画区域							
データ相互の関係									
特記事項									

## 面図形

### 標準

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
city_code	市区町村コード	コード	—	—	全国地方公共団体コード	—
qpa_cp_authority	都市計画を定める者	コード	—	—	改正都市計画法第5条の2 第1項で定められる者	—
qpa_number	告示番号	整数	—	なし	都市計画決定を定める時に取得する番号	—
qpa_notification_date	告示年月日	日付	—	—	改正都市計画法第5条の2 第3項で定められる公告があった日(効力を生じる日)	—
qpa_name	区域名称	テキスト	—	なし		—
qpa_area	準都市計画区域内面積	実数	ha	なし		—
qpa_population	準都市計画区域内人口	整数	人	なし		—

### 附帯情報

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
qpa_city_area	当該市町村内面積	実数	ha	なし		—
qpa_city_population	当該市町村内人口	整数	人	なし		—

## 線図形

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
qpa_type	線確定根拠	コード	—	—	境界線の確定根拠	—

都市計画を定める者	コード
市町村	3

(備考) ・データの更新に当たっては、区域全域を再作成すること。



レベル	分野	都市計画決定							
	分類	市街化及び市街化調整区域							
	種類	市街化区域							
		Urbanization promotion area							
定義	都市計画法第7条第1項で定められる区域								
分類番号	010201								
図形種別	品質クラス	面図形	線図形	点図形	備考				
	A	○							
	B	○							
	C	○							
	D	○							
	E	○							
地物間関係	上位	都市計画区域							
	下位								
	関連	用途地域、特別用途地区、高層住居誘導地区等							
データ相互の関係	関連するデータに用途地域がある場合、市街化区域内に用途地域データが含まれていること(都市計画法第13条第1項第7号)								
特記事項									

## 面図形

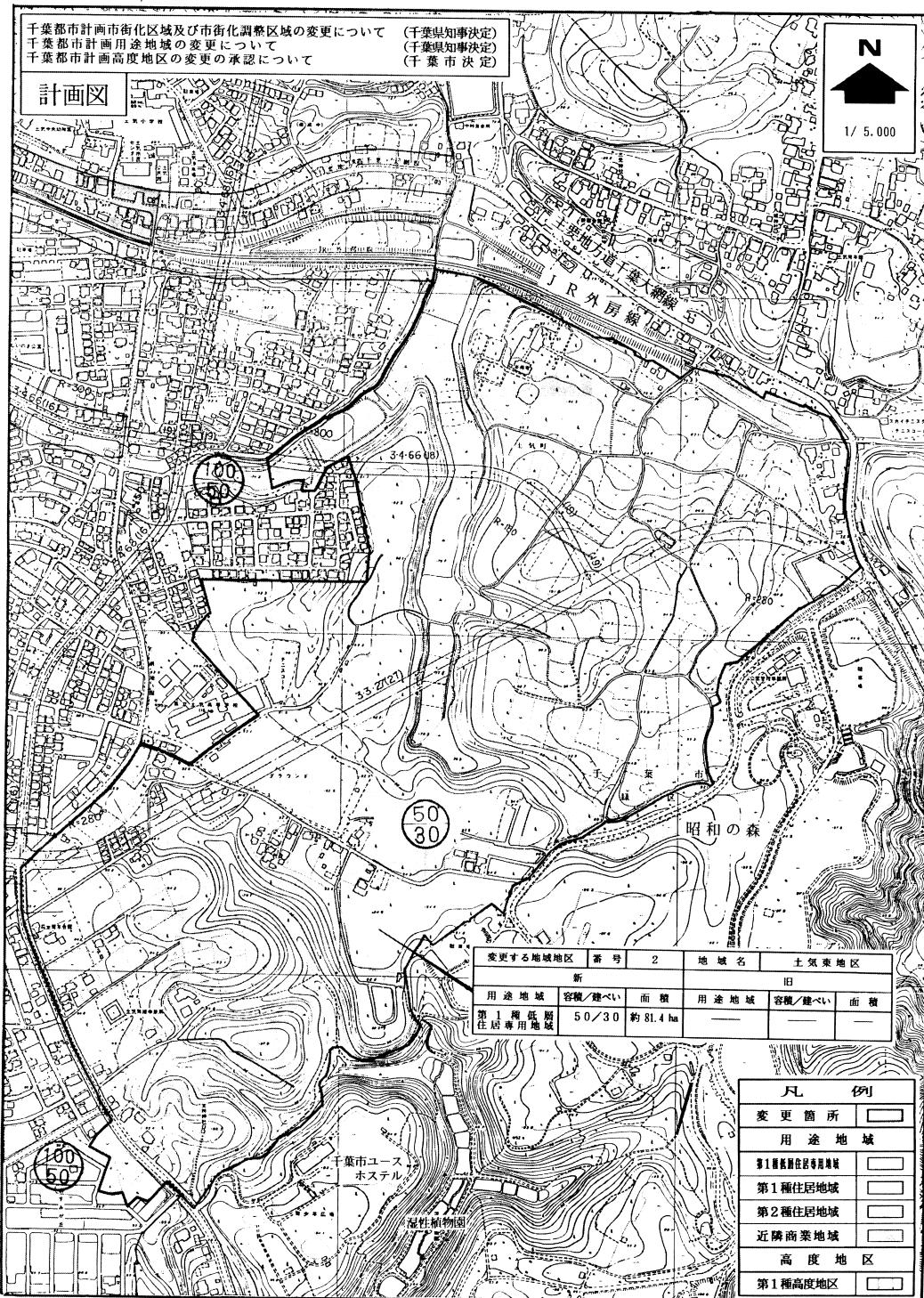
### 標準

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
city_code	市区町村コード	コード	—	—	全国地方公共団体コード	—
upa_cp_authority	都市計画を定める者	コード	—	—	都市計画法第15条第1項で定められる都市計画を定める者	—
upa_number	告示番号	整数	—	なし	都市計画決定を定める時に取得する番号	—
upa_notification_date	告示年月日	日付	—	—	都市計画法第20条第1項で定められる告示があった日（効力を生じる日）	—
upa_area	区域内面積	実数	ha	なし	都市計画法第7条第4項で定められる整備、開発、保全の方針に記載される面積	—
upa_population	区域内人口	整数	人	なし	都市計画法第7条第4項で定められる整備、開発、保全の方針に記載される人口	—

### 附帯情報

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
upa_type	線確定根拠	コード	—	—	境界線の確定根拠	—

- (備考) • 市街化調整区域については、都市計画区域内でかつ市街化区域を除く区域とする。  
 • データの更新に当たっては、区域全域を再作成すること。



レベル	分野	都市計画決定							
	分類	地域地区							
	種類	用途地域(建ぺい率・容積率)							
		Use districts							
定義	都市計画法第8条第1項第1号で定められる地域								
分類番号	010301								
図形種別	品質クラス	面図形	線図形	点図形	備考				
	A	○							
	B	○							
	C	○		○	10ha未満は点図形でも良い				
	D	○		○					
	E	○		○					
地物間関係	上位	都市計画区域、準都市計画区域							
	下位								
	関連	市街化区域、特別用途地区高層住居誘導地区、高度地区等							
データ相互の関係	・都市計画区域及び準都市計画区域に含まれていること(都市計画法第8条第1項第1号) ・第1種低層住居専用地域が商業地域、工業地域または工業専用地域が隣接していないこと(建設省都市局長通達)								
特記事項	建築基準法								

## 面図形

### 標準

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
city_code	市区町村コード	コード	—	—	全国地方公共団体コード	—
usd_cp_authority	都市計画を定める者	コード	—	—	都市計画法第15条、政令第9条で定められる都市計画を定める者	—
usd_number	告示番号	整数	—	なし	都市計画決定を定める時に取得する番号	—
usd_notification_date	告示年月日	日付	—	—	都市計画法第20条第1項で定められる告示があった日(効力を生じる日)	—
usd_type	用途地域の種類	コード	—	—	都市計画法第8条の1第1項で定められる用途地域の種類	—
usd_far	容積率	整数	%	—	建築基準法第52条で定められる延べ面積の敷地面積に対する割合	用途地域の種類に応じて※1の範囲
usd_bar	建ぺい率	整数	%	—	建築基準法第53条で定められる建築面積の敷地面積に対する割合	用途地域の種類に応じて※1の範囲
usd_set_back_dist	外壁後退距離	実数	m	—	建築基準法第54条で定められる外壁の後退距離	1m又は1.5m
usd_area	用途地域面積	実数	ha	なし	政令第4条で定められる面積(当該市町村内の全ての用途地域面積)	—

## 線図形

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
usd_type	線確定根拠	コード	—	—	境界線の確定根拠	

用途地域種類	コード
新用途地域の種類	
第1種低層住居専用地域	1
第2種低層住居専用地域	2
第1種中高層住居専用地域	3
第2種中高層住居専用地域	4
第1種住居地域	5
第2種住居地域	6
準住居地域	7
近隣商業地域	8
商業地域	9
準工業地域	10
工業地域	11
工業専用地域	12
用途地域の指定をしない区域	13
旧用途地域の種類	
第1種住居専用地域	91
第2種住居専用地域	92
住居地域	93
近隣商業地域	94
商業地域	95
準工業地域	96
工業地域	97
工業専用地域	98
用途地域の指定をしない区域	99

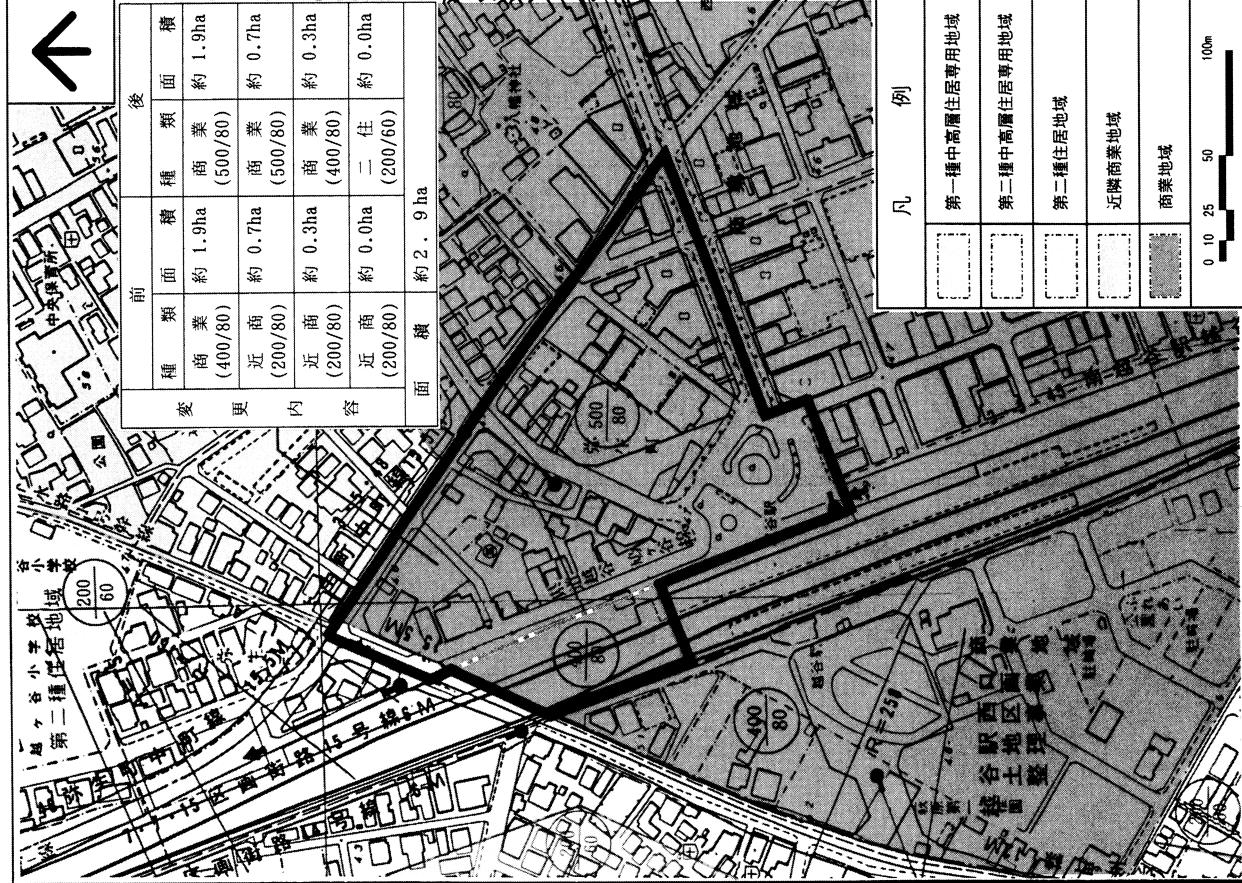
(※1)容積率、建ぺい率の取り得る範囲(括弧内は特別な場合のみ)

用途地域の種類	容積率	建ぺい率
第1種低層住居専用地域	(60%)、80%、100%	(30%)、40%、50%(60%)
第2種低層住居専用地域	(60%)、80%、100%	(30%)、40%、50%(60%)
第1種中高層住居専用地域	200%、(300%)	(30%、40%)、50%、60%
第2種中高層住居専用地域	200%、(300%)	(30%、40%)、50%、60%
第1種住居地域	200%、(300%、400%)	60%
第2種住居地域	200%、(300%、400%)	60%
準住居地域	200%、(300%、400%)	60%
近隣商業地域	200%、(300%、400%)	80%
商業地域	400%、500%、600%(700%、800%、900%、1000%)	80%
準工業地域	200%、(300%、400%)	—
工業地域	200%、(300%、400%)	—
工業専用地域	200%、(300%、400%)	30%、40%、50%、60%
用途地域の指定をしない区域	50%、100%、200%、300%、400%	30%、50%、60%、70%

## 議第3934号 越谷都市計画用途地域の変更について (埼玉県知事決定)

越谷都市計画用途地域の変更する。

### 詳細図



市町村名 越谷市・吉川市・松伏町

建築物の延べ面積に対する割合

種類	面積	建築物の延べ面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考	
							第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第一種低層住居専用地域	約 25.0ha	6/10以下	3/10以下	—	—	1.0m	約 0.7%	約 11.6%
第一種中高層住居専用地域	約 436.0ha	6/10以下	4/10以下	—	—	1.0m	約 9.4%	約 9.4%
第二種低層住居専用地域	約 354.1ha	8/10以下	5/10以下	—	—	1.0m	約 8.5%	約 8.5%
第二種中高層住居専用地域	約 1133.7ha	10/10以下	6/10以下	—	—	1.0m	約 30.2%	約 30.2%
小計	約 4.1ha	8/10以下	5/10以下	—	—	1.0m	約 0.1%	約 0.1%
第一種中高層住居専用地域	約 6.7ha	10/10以下	5/10以下	—	—	1.0m	約 0.2%	約 0.2%
第二種中高層住居専用地域	約 10.8ha	10/10以下	5/10以下	—	—	1.0m	約 0.3%	約 0.3%
第一種低層住居専用地域	約 15.0ha	10/10以下	5/10以下	—	—	—	約 0.4%	約 0.4%
第一種中高層住居専用地域	約 5.9ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—	約 0.2%	約 0.2%
第二種低層住居専用地域	約 88.3ha	10/10以下	6/10以下	—	—	—	約 2.3%	約 2.3%
第二種中高層住居専用地域	約 174.1ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	約 4.6%	約 4.6%
小計	約 738.7ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 19.7%	約 19.7%
第一種低層住居専用地域	約 2.6ha	10/10以下	6/10以下	—	—	—	約 27.2%	約 27.2%
第一種中高層住居専用地域	約 12.5ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0.1%	約 0.1%
第一種中高層住居専用地域	約 88.6ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0.3%	約 0.3%
第一種低層住居専用地域	約 103.7ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 2.4%	約 2.4%
第一種中高層住居専用地域	約 617.0ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 2.8%	約 2.8%
第一種低層住居専用地域	約 617.0ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 16.4%	約 16.4%
第一種中高層住居専用地域	約 326.2ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 8.7%	約 8.7%
第一種低層住居専用地域	約 53.5ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 1.4%	約 1.4%
第一種中高層住居専用地域	約 53.5ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	約 2.4%	約 2.4%
第一種低層住居専用地域	約 92.2ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	約 0.1%	約 0.1%
第一種中高層住居専用地域	約 2.3ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	約 2.5%	約 2.5%
第一種低層住居専用地域	約 94.5ha	50/10以下	8/10以下	—	—	—	約 1.8%	約 1.8%
第一種中高層住居専用地域	約 70.6ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	約 0.1%	約 0.1%
第一種低層住居専用地域	約 3.5ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	約 5.6%	約 5.6%
第一種中高層住居専用地域	約 55.0ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	約 1.5%	約 1.5%
第一種低層住居専用地域	約 264.8ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 7.1%	約 7.1%
第一種中高層住居専用地域	約 32.8ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0.9%	約 0.9%
第一種低層住居専用地域	約 24.0ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0.6%	約 0.6%
第一種中高層住居専用地域	約 24.0ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0.6%	約 0.6%
小計	約 3757.1ha	—	—	—	—	—	100.0%	100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 市街地再開発事業の進捗に合わせて、合理的な土地利用の実現に資するため

## 《地物項目、主題属性リスト》

レベル	分野	都市計画決定								
	分類	地域地区								
	種類	特別用途地区								
		Special use zones								
定義	都市計画法第8条第1項第2号で定められる区域									
分類番号	010302									
図形種別	品質クラス	面図形	線図形	点図形	備考					
	A	○								
	B	○								
	C	○		○	10ha未満は点図形でも良い					
	D	○		○						
	E	○		○						
地物間関係	上位	都市計画区域、用途地域								
	下位									
	関連	市街化区域、用途地域(建ぺい率・容積率)、高層住居誘導地区等								
データ相互の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域に含まれていること(都市計画法第8条第1項第2号)</li> <li>用途地域内に含まれていること(同法第9条第13項)</li> </ul>									
特記事項	建築基準法									

## 面図形

## 標準

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
city_code	市区町村コード	コード	—	—	全国地方公共団体コード	—
suz_cp_authority	都市計画を定める者	コード	—	—	都市計画法第15条で定められる都市計画を定める者	—
suz_number	告示番号	整数	—	なし	都市計画決定を定める時に取得する番号	—
suz_notification_date	告示年月日	日付	—	—	都市計画法第20条第1項で定められる告示があった日(効力を生じる日)	—
suz_type	特別用途地区的種類	コード	—	—	都市計画法第8条第2項第1号で定められる特別用途地区的種類	—
suz_area	特別用途地区面積	実数	ha	なし	政令第4条で定められる面積	—

特別用途地区的種別		コード
	特別工業地区	1
	文教地区	2
	小売店舗地区	3
	事務所地区	4
	厚生地区	5
	娯楽レクリエーション地区	6
	観光地区	7
	特別業務地区	8
	中高層階住居専用地区	9
	商業専用地区	10
	研究開発地区	11

多摩都市計画特別工業地区の変更（多摩市決定）

都市計画特別工業地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

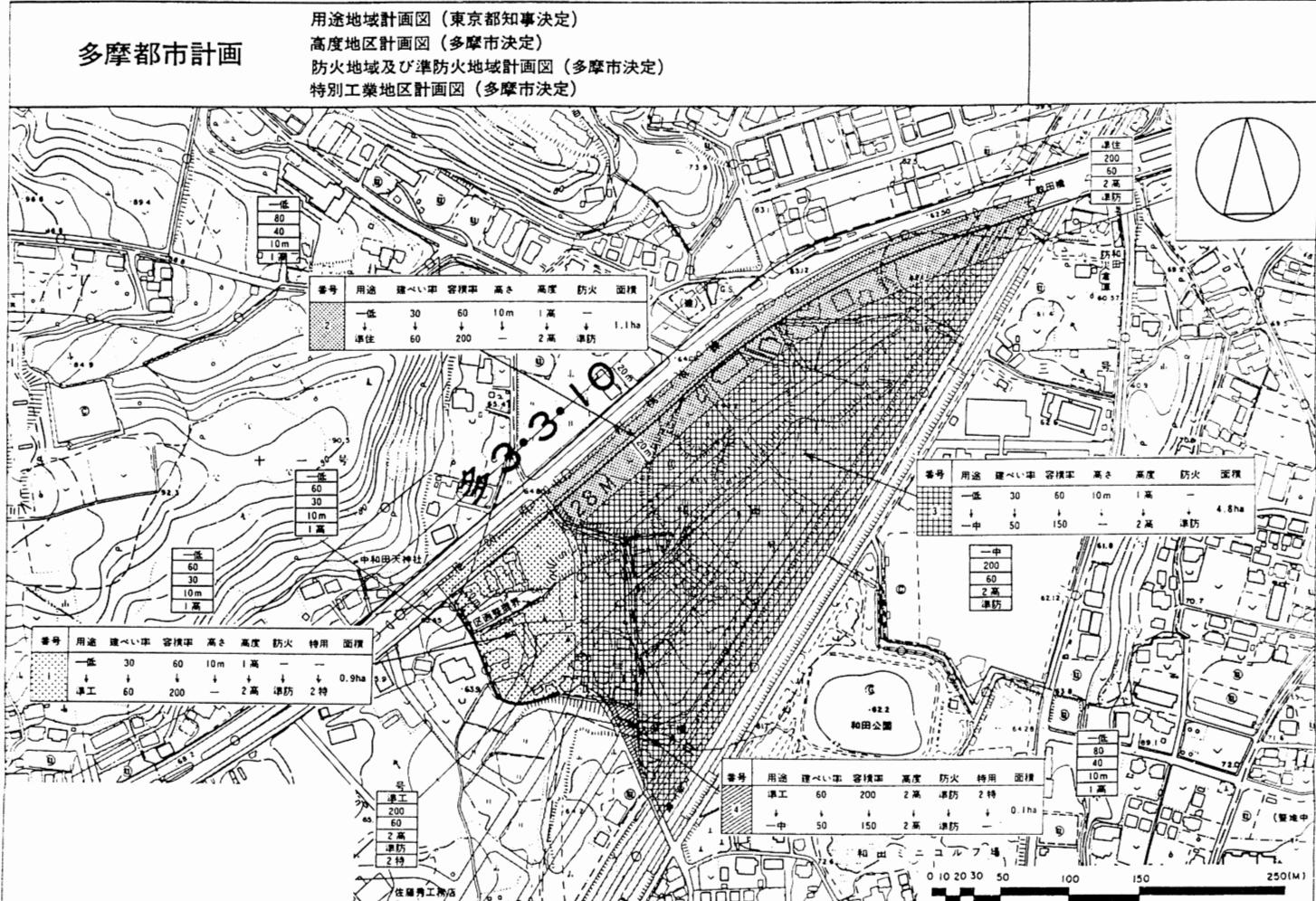
種類	面積	備考
第1種 特別工業 地区	約 ha — ( — )	東京都特別工業地区建築条例 (昭和25年条例第87号) 〔規制内容の概要〕 第1種特別工業地区 ・工業地域及び工業専用地域内に指定し、水質汚濁、大気汚染及び悪臭等の公害防止を図るため、工場の用途による規制をおこなう。
第2種 特別工業 地区	約 ha 7.1 (6.3)	第2種特別工業地区 ・住宅の混在率の高い準工業地域内に指定し、居住環境の保全及び中小工場の保護を図るため、工場の用途及び規模による規制並びに風俗営業関連施設の規制をおこなう。
合計	約 ha 7.1 (6.3)	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由 和田久保下地区地区計画の決定及び用途地域の変更に伴い、特別工業地区を変更する。

変更概要

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
1	多摩市大字和田字十号及び字十一号各地内	指定なし	第2種特別工業地区	約 ha 0.9	
4	多摩市大字和田字九号及び字十号各地内	第2種特別工業地区	指定なし	約 ha 0.1	



レベル	分野	都市計画決定							
	分類	地域地区							
	種類	<b>高層住居誘導地区</b>							
		Zone to be induced on high residence							
定義	都市計画法第8条第1項第2号の3で定められる地区								
分類番号	<b>010303</b>								
図形種別	品質クラス	面図形	線図形	点図形	備考				
	A	○							
	B	○							
	C	○		○	10ha未満は点図形でも良い				
	D	○		○					
	E	○		○					
地物間関係	上位	都市計画区域							
	下位								
	関連	市街化区域、用途地域(建ぺい率・容積率)、特別用途地区等							
データ相互の関係	・都市計画区域に含まれていること(都市計画法第8条第1項第2号の3) ・用途地域の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域で容積率が400%の区域内に含まれていること(同法第9条第15項)								
特記事項	建築基準法								

## 面図形

### 標準

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
city_code	市区町村コード	コード	—	—	全国地方公共団体コード	—
zih_cp_authority	都市計画を定める者	コード	—	—	都市計画法第15条、政令第9条で定められる都市計画を定める者	—
zih_number	告示番号	整数	—	なし	都市計画決定を定める時に取得する番号	—
zih_notification_date	告示年月日	日付	—	—	都市計画法第20条第1項で定められる告示があった日(効力を生じる日)	—
zih_area	高層住居誘導地区面積	実数	ha	なし	政令第4条で定められる面積	—
zih_max_far	容積率の最高限度	整数	%	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる容積率の最高限度	—
zih_max_bar	建ぺい率の最高限度	整数	m	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる建ぺい率の最高限度	—
zih_min_site_area	敷地面積の最低限度	整数	m	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる敷地面積の最低限度	—



レベル	分野	都市計画決定							
	分類	地域地区							
	種類	高度地区							
		Height zone							
定義	都市計画法第8条第1項第3号で定められる地区								
分類番号	0 1 0 3 0 4								
図形種別	品質クラス	面図形	線図形	点図形	備考				
	A	○							
	B	○							
	C	○		○	10ha未満は点図形でも良い				
	D	○		○					
	E	○		○					
地物間関係	上位	都市計画区域							
	下位								
	関連	市街化区域、用途地域(建ぺい率・容積率)、特別用途地区等							
データ相互の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域に含まれていること(都市計画法第8条第1項第3号)</li> <li>用途地域内に含まれていること(同法第9条第16号)</li> </ul>								
特記事項	建築基準法								

## 面図形

### 標準

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
city_code	市区町村コード	コード	—	—	全国地方公共団体コード	—
hgz_cp_authority	都市計画を定める者	コード	—	—	都市計画法第15条、政令第9条で定められる都市計画を定める者	—
hgz_number	告示番号	整数	—	なし	都市計画決定を定める時に取得する番号	—
hgz_notification_date	告示年月日	日付	—	—	都市計画法第20条第1項で定められる告示があった日(効力を生じる日)	—
hgz_type	高度地区の種類	コード	—	—	都市計画法第8条第2項第2号で定められる最低限高度地区又は最高限高度地区的種類	—
hgz_max_height	建築物の高さの最高限度	整数	m	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる建築物の高さの最高限度	—
hgz_min_height	建築物の高さの最低限度	整数	m	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる建築物の高さの最低限度	—
hgz_area	高度地区面積	実数	ha	なし	政令第4条で定められる面積	—

高度地区種別		コード
	最高限高度地区	1
	最低限高度地区	2

調布都市計画高度地区の変更（調布市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
最高限度	第1種高度地区 約 ha 1,226.3 (1,228.7)	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真正北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	第2種高度地区 約 ha 742.5 (744.1)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真正北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真正北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	第3種高度地区 約 ha 34.1 (30.1)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真正北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真正北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	合計 約 ha 2,002.9 (2,002.9)		

1 制限の緩和

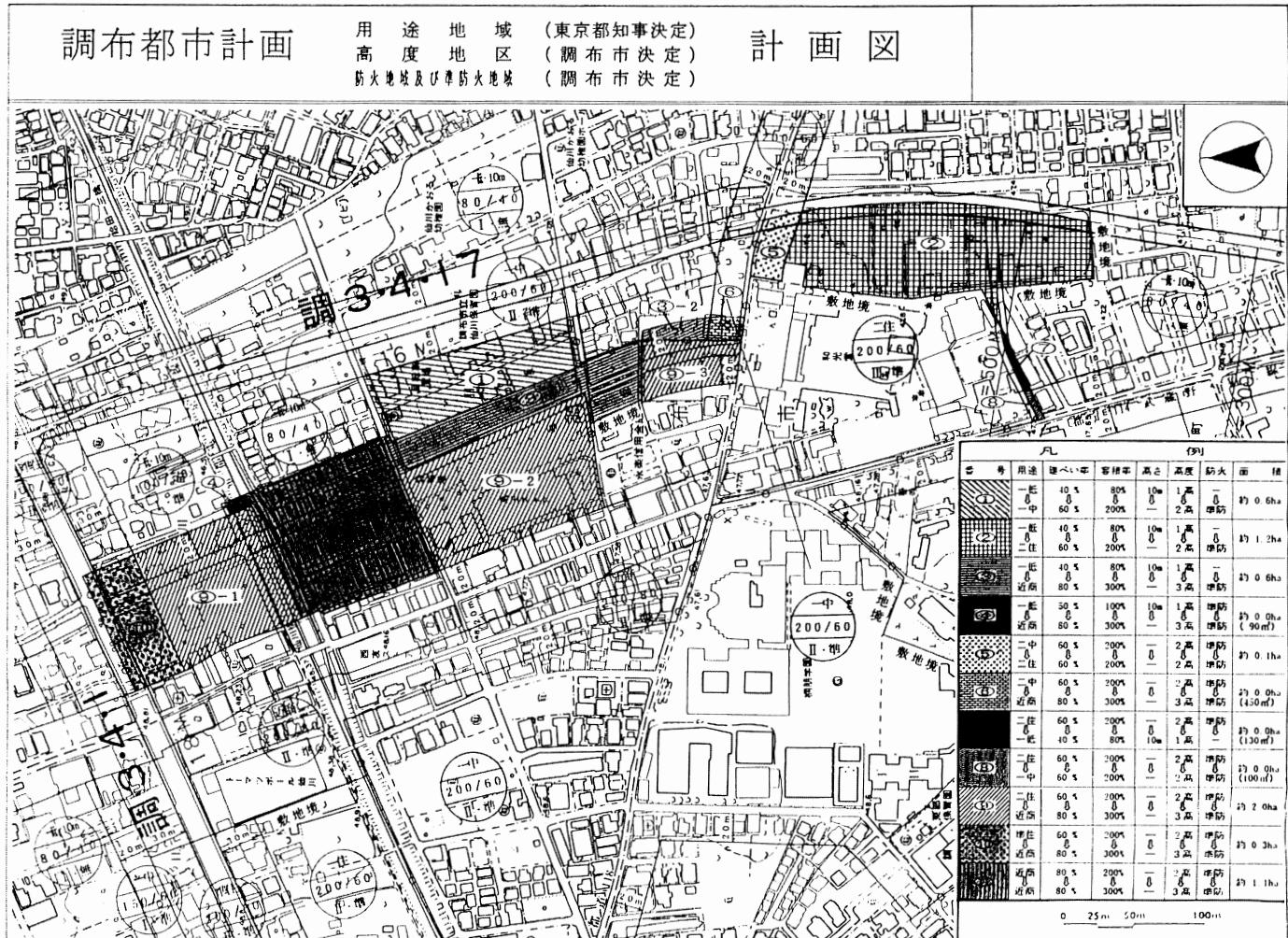
この規定の適用の緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。  
(1) 北側の前面道路の反対側に水面、沿岸敷その他これらに接するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。

（一）	敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に当該建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は当該高さ差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
2	統合的設計による一団地の建築物の取扱い 一団地内に2以上の構えをなす建築物を統合的設計によって建築する場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により同一敷地内にあるものとみなされるこれらの建築物は、この規定を適用する場合においては、同一敷地内にあるものとみなす。
3	既存不適格建築物等に対する適用の除外 この規定の適用の際、現に存する建築、構造若しくは技術上の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。
4	許可による特例 次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁が許可したものについては、この規定は適用しない。この場合において、第2号又は第3号に該当するものについて許可するときは、特定行政庁は、あらかじめ建築審査会の同意を得るものとする。 (1) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で土地利用上適当と認められるもの (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内空き地及び敷地規模を有する敷地に統合的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの (3) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

仙川駅周辺地区計画の決定及び用途地域の変更に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。



レベル	分野	都市計画決定							
	分類	地域地区							
	種類	高度利用地区							
		High Urbanization zone							
定義	都市計画法第8条第1項第3号で定められる地区								
分類番号	0 1 0 3 0 5								
図形種別	品質クラス	面図形	線図形	点図形	備考				
	A	○							
	B	○							
	C	○		○	10ha未満は点図形でも良い				
	D	○		○					
	E	○		○					
地物間関係	上位	都市計画区域、用途地域							
	下位								
	関連	市街化区域、用途地域(建ぺい率・容積率)、特別用途地区等							
データ相互の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域に含まれていること(都市計画法第8条第1項第3号)</li> <li>用途地域内に含まれていること(同法第9条第17項)</li> </ul>								
特記事項	建築基準法								

## 面図形

### 標準

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
city_code	市区町村コード	コード	—	—	全国地方公共団体コード	—
huz_cp_authority	都市計画を定める者	コード	—	—	都市計画法第15条で定められる都市計画を定める者	—
huz_number	告示番号	整数	—	なし	都市計画決定を定める時に取得する番号	—
huz_notification_date	告示年月日	日付	—	—	都市計画法第20条第1項で定められる告示があった日(効力を生じる日)	—
huz_area	高度利用地区面積	実数	ha	なし	政令第4条で定められる面積	—
huz_max_far	容積率の最高限度	整数	%	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる容積率の最高限度	—
huz_min_far	容積率の最低限度	整数	%	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる容積率の最低限度	—
huz_max_bar	建ぺい率の最高限度	整数	%	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる建ぺい率の最高限度	—
huz_min_ba	建築面積の最低限度	整数	m <sup>2</sup>	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる建築面積の最低限度	—
huz_min_set_back	壁面の位置の制限(最小)	整数	m	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる建築物の壁面の位置の制限	—
huz_stand_set_back	壁面の位置の制限(標準又は最大)	整数	m	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる建築物の壁面の位置の制限	—

### 附帯情報

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義
huz_open_space_area	有効空地面積	整数	m <sup>2</sup>	—	

相模原都市計画高度利用地区の変更（相模原市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

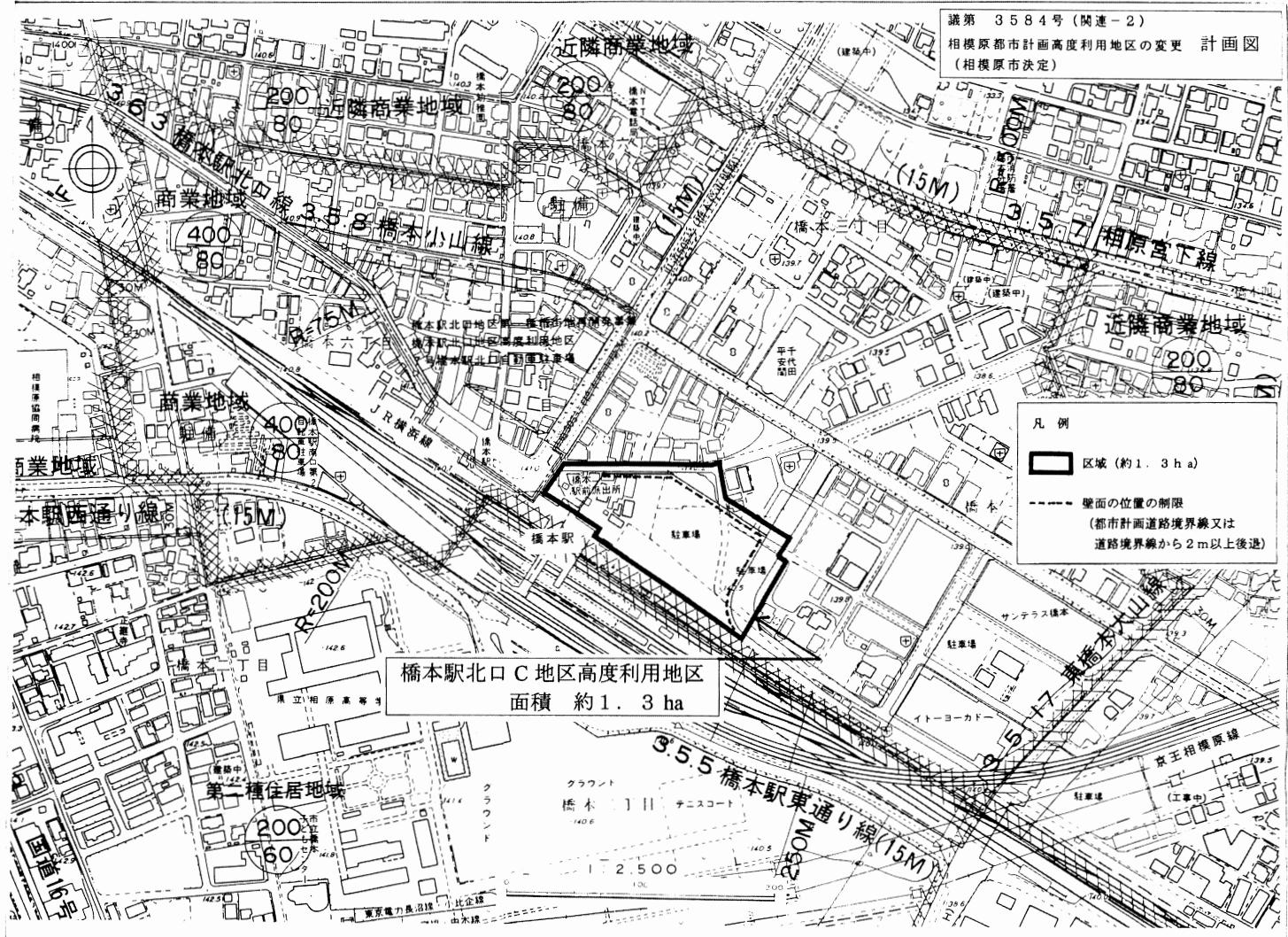
種類面積		建築物の面積に対する割合の最高限度	建築物の面積に対する割合の最低限度	建築物面積の最高度	備考
高度利用地区 (駅跡跡地)	約2.3ha	20／10以上	5／10以下	200m <sup>2</sup> 以上	
高度利用地区 (駅跡跡地)	約1.3ha	敷地面積 500m <sup>2</sup> 未満 65／10以下	敷地面積 500m <sup>2</sup> 未満 60／10以下	敷地面積 500m <sup>2</sup> 未満 55／10以下	
合計	約3.6ha				

ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては、1／10を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第4項第1号に該当する建築物にあっては、2／10をえた数値とする。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由書

橋本駅北口C地区第一種再開発事業の決定に伴い、土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更するものである。



レベル	分野	都市計画決定							
	分類	地域地区							
	種類	特定街区							
		Specified block							
定義	都市計画法第8条第1項第4号で定められる街区								
分類番号	010306								
図形種別	品質クラス	面図形	線図形	点図形	備考				
	A	○							
	B	○							
	C	○		○	10ha未満は点図形でも良い				
	D	○		○					
	E	○		○					
地物間関係	上位	都市計画区域							
	下位								
	関連	市街化区域、用途地域(建ぺい率・容積率)、特別用途地区等							
データ相互の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域に含まれていること(都市計画法第8条第1項第4号)</li> <li>用途地域内であること(H7.12.27 建設省都計発第175号)</li> </ul>								
特記事項	建築基準法								

## 面図形

### 標準

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
city_code	市区町村コード	コード	—	—	全国地方公共団体コード	—
spb_cp_authority	都市計画を定める者	コード	—	—	都市計画法第15条で定められる都市計画を定める者	—
spb_number	告示番号	整数	—	なし	都市計画決定を定める時に取得する番号	—
spb_notification_date	告示年月日	日付	—	—	都市計画法第20条第1項で定められる告示があった日(効力を生じる日)	—
spb_name	特定街区名称	テキスト	—	—	政令第4条で定められる名称	—
spb_area	特定街区面積	実数	ha	なし	政令第4条で定められる面積	—
spb_far	容積率	整数	%	—	都市計画法第8条第2項第2号で定められる容積率	—
spb_max_height	高さの最高限度	整数	m	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる建築物の高さの最高限度	—
spb_guideline	壁面の位置の制限	実数	m	なし	都市計画法第8条第2項第2号で定められる建築物の壁面の位置の制限	—
spb_area	有効空地面積	実数	m <sup>2</sup>	—	有効空地の面積	(*)1)

(\*)1)街区面積の20%以上 (平成7年12月27日 建設省都計発第175号)

(「街区面積-街区面積\*建ぺい率」の大きい方以上)

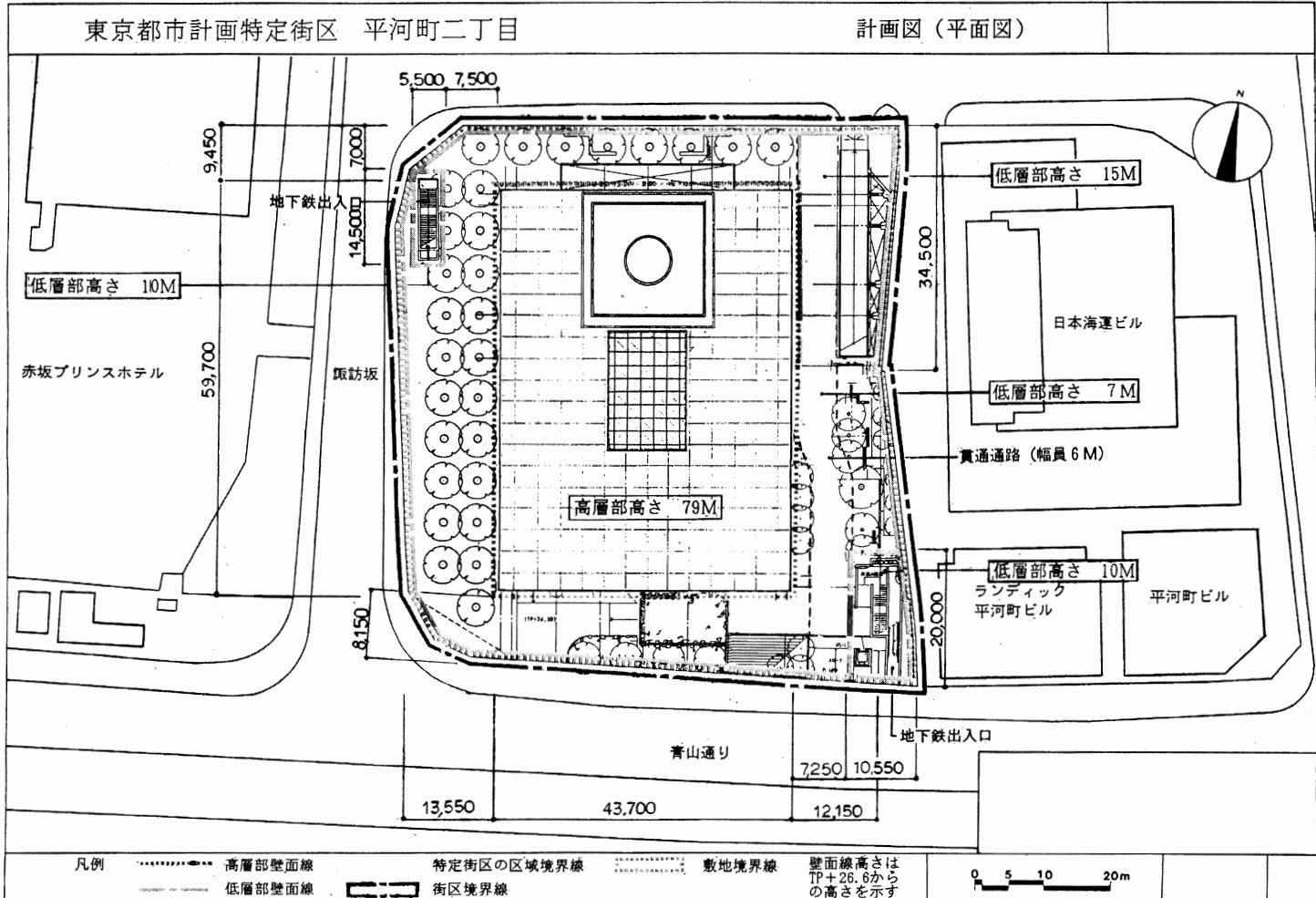
東京都市計画特定街区の決定（東京都決定）

都市計画平河町二丁目特定街区を次のように決定する。

名 称	位 置	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の高さの最高限度	備 考
平河町二丁目 特定街区	千代田区 平河町二丁目地内	約 0.6ha	60.1/10 但し 2.1/10 は、地下鉄連 絡通路および 中水道施設と する。	高層部 7.9m 低層部 1.5m 1.0m 7m	「建築物の高さの最高限度」は TP+26.6mからの値である。

「区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおりとする。」

理由：市街地の整備改善を図るため、平河町二丁目特定街区を決定する。



レベル	分野	都市計画決定							
	分類	地域地区							
	種類	防火地域又は準防火地域							
		Fire-protection district and quasi-fire protection district							
定義	都市計画法第8条第1項第5号で定められる区域								
分類番号	<b>0 1 0 3 0 7</b>								
図形種別	品質クラス	面図形	線図形	点図形	備考				
	A	○							
	B	○							
	C	○		○	10ha未満は点図形でも良い				
	D	○		○					
	E	○		○					
地物間関係	上位	都市計画区域							
	下位								
	関連	市街化区域、用途地域(建ぺい率・容積率)、特別用途地区等							
データ相互の関係	・都市計画区域に含まれていること(都市計画法第8条第1項第5号)								
特記事項	建築基準法								

## 面図形

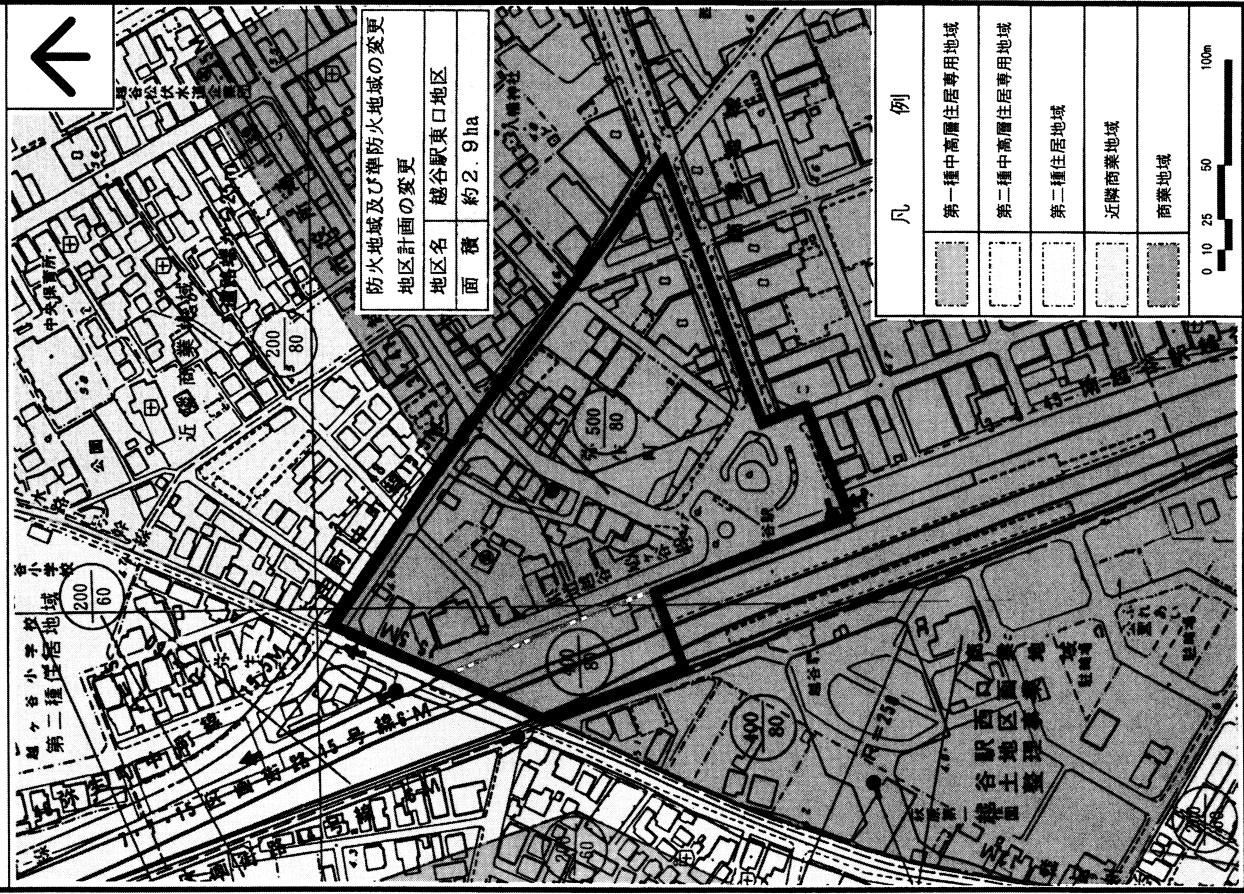
### 標準

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
city_code	市区町村コード	コード	—	—	全国地方公共団体コード	—
fqp_cp_authority	都市計画を定める者	コード	—	—	都市計画法第15条で定められる都市計画を定める者	—
fqp_number	告示番号	整数	—	なし	都市計画決定を定める時に取得する番号	—
fqp_notification_date	告示年月日	日付	—	—	都市計画法第20条第1項で定められる告示があった日(効力を生じる日)	—
fqp_type	防火地域の種類	コード	—	—	都市計画法第8条第1項第5号で定められる防火地域又は準防火地域の種類	—
fqp_fire_prot_area	防火地域面積	実数	ha	なし	政令第4条で定められる面積(当該市町村内の全ての防火地域面積)	—
fqp_quasi_fire_prot_area	準防火地域面積	実数	ha	なし	政令第4条で定められる面積(当該市町村内の全ての準防火地域面積)	—

防火地域の種類		コード
	防火地域（地域）	11
	防火地域（路線）	12
	準防火地域（地域）	21
	準防火地域（路線）	22

議第3936号 越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（越谷市決定）  
 議第3937号 越谷都市計画地区計画の変更について

詳細図



越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更（越谷市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

越谷市・吉川市・松伏町			
種類	面積	備考	
防火地域	約18.8ha	越谷駅東口地区 約2.9ha増	
準防火地域	約5.1ha		

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由 高度利用地区の指定により、建築密度が高くなるので、都市防災の観点から建築物の不燃化促進を図るため、指定するものです。

レベル	分野	都市計画決定							
	分類	地域地区							
	種類	<b>美観地区</b>							
		Aesthetic zone							
定義	都市計画法第8条第1項第6号で定められる地区								
分類番号	<b>010308</b>								
図形種別	品質クラス	面図形	線図形	点図形	備考				
	A	○							
	B	○							
	C	○		○	10ha未満は点図形でも良い				
	D	○		○					
	E	○		○					
地物間関係	上位	都市計画区域							
	下位								
	関連	市街化区域、用途地域（建ぺい率・容積率）、特別用途地区等							
データ相互の関係	・都市計画区域に含まれていること（都市計画法第8条第1項第6号）								
特記事項	建築基準法								

## 面図形

### 標準

管理ラベル	内容	型	単位	制限	定義	属性値の範囲
city_code	市区町村コード	コード	—	—	全国地方公共団体コード	—
asz_cp_authority	都市計画を定める者	コード	—	—	都市計画法第15条で定められる都市計画を定める者	—
asz_number	告示番号	整数	—	なし	都市計画決定を定める時に取得する番号	—
asz_notification_date	告示年月日	日付	—	—	都市計画法第20条第1項で定められる告示があった日（効力を生じる日）	—
asz_name	美観地区名称	テキスト	—	なし	政令第4条で定められる名称	—
asz_area	美観地区面積	実数	ha	なし	政令第4条で定められる面積	—

